



7路線を運行している路線バス おりひめバス を御利用ください

おりひめバスは、市内の通勤、通学、通院、買い物などの生活交通として、7路線を運行している路線バスです。将来にわたって持続可能な公共交通として路線バスを維持していくためにも、お出掛けの際には、是非、おりひめバスを御利用ください。

路線図・時刻表は、市役所1階の総合案内所、新里・黒保根支所、各公民館、市ホームページに有ります。

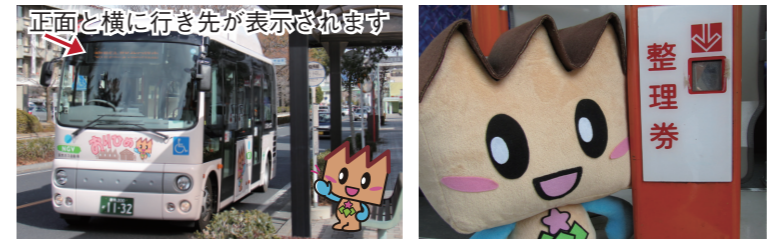
問い合わせは、広域調整室広域調整係（☎内線387）又は、桐生朝日自動車（☎54-2420）へ。

運賃など

大人（中学生以上）＝200円
子供（市内の小学生以下）＝無料（市外の子供100円）
身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人＝無料（市外の大人100円、子供50円）※バスから降りるときに運転手に手帳（原本）を提示してください。
●1日フリー乗車券（当日限り、全路線乗り降り自由）＝大人500円（市外の子供250円）
また、通勤・通学定期券、市内の70歳以上を対象とした敬老パスポート券も有ります。通学定期券は学生証を、敬老パスポート券は健康保険証などを購入の際に御提示ください。

利用方法

●バスに乗るとき
バスが来たら、手を上げて乗ることを運転手にお知らせください。
後ろ側の扉から乗って、乗車口にある整理券を取ってください。整理券は家族で乗車した場合も全員取ってください。※紛失しないよう御注意ください。



●バスを降りるとき
降りたいバス停に近づいたら、「降車ボタン」を押してください。
バスがしっかり止まったら移動して、現金又は回数券と整理券を運賃箱に入れてください。定期券又は一日フリー乗車券の人は、整理券を運賃箱に入れてから、運転手に提示してください。



●乗車マナーを守って楽しく利用しましょう
雨天時などの混雑時は入口付近で立ち止まらずに、車内中ほどまで詰めてください。
車内での飲食、携帯電話の利用は御遠慮ください。
●バス乗り場でのマナーを守りましょう
バス停留所は、近隣の人の御協力を得て設置しています。ごみのポイ捨てなどの迷惑な行為はやめましょう。

土地・家屋価格等帳簿の縦覧 固定資産課税台帳の縦覧



縦覧・閲覧の期間 4月3日（月）～5月31日（水）※土、日、祝日を除く。
場所 市役所1階の税務課、新里・黒保根支所
必要なもの 本人確認書類、委任を受けた人は委任状。借地・借家人などは賃貸借契約書などの書類が必要です。
土地・家屋価格等帳簿の縦覧ができる人
土地・家屋価格等帳簿の縦覧は、固定資産税の納税者が、本人の土地や家屋の評

価額を他と比較し、評価額が適正かどうかを判断するための制度です。
固定資産税納税者と納税者の委任を受けた人は、土地・家屋価格等帳簿を無料で縦覧できます。
ただし、固定資産税の課税標準額合計が、土地で30万円未満、家屋で20万円未満の人は縦覧できません。
固定資産課税台帳の縦覧ができる人
所有者と所有者の委任を受けた人は固定資産課税台帳を無料で閲覧できます。
借地・借家人などは、使用する土地や家屋のみ、1件350円で閲覧できます。
なお、固定資産課税台帳を閲覧できる人は、台帳の記載事項の証明を受けることもできます。

路線価図などの公開
土地の評価額算定の基礎となる路線価図と路線価一覧表は、4月3日（月）から公開します。
路線価図には標準宅地の位置と路線番号を、路線価一覧表には路線価と下落率を記載しています。
課税明細書の郵送
固定資産税の課税内容を確認できるように、納税通知書に「課税明細書」を同封して5月中旬に郵送します。
不服の申し出
固定資産課税台帳に登録された評価額に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。
申し出の期間は、4月3日（月）以降、納税通知書を受け取った日の翌日から3か月以内です。
問い合わせは、税務課土地係（☎内線230・231）又は税務課家屋係（☎内線232・233）へ。

**申告は
お済みですか**
申告期限は3月15日（水）まで

市・県民税の申告は、市役所6階会議室などで受け付けています。
日程や会場について詳しいことは、広報きりゅう1月号を御覧ください。対象地区の日程で都合が悪い場合は、申告期間内で都合の良い日にお越しください。
問い合わせは、税務課市民係（☎内線226・228）へ。
なお、申告がお済みでない人がいる世帯は、国民健

康保険税の計算で、所得が一定額以下の世帯への軽減措置が適用されないことがありますので御注意ください。
詳しいことは、医療保険課保険係（☎内線274・275）へお問い合わせください。
所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人消費税
平成28年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告及び納税は3月15日（水）まで、個人消費税の申告及び納税は3月31日（金）までです。まだお済みでない人は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を御利用いただく自宅などで確定申告書を作成できます。
確定申告が申告期限に遅れると、申告により納付すべき税額のほかに、無申告加算税や延滞税が課される場合がありますので御注意ください。
詳しいことは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）を御覧ください。
問い合わせは、桐生税務署（自動音声案内 ☎231・21）へ。

**おりひめバス停留所の新設
及び名称変更のお知らせ**
4月1日から、おりひめバス川内線において、停留所を1か所新設します。
また、広沢線において、2か所の停留所の名称が変わります。
新設及び変更の内容は次のとおりです。
なお、路線の見直しや運行時刻の変更などはありません。
川内線
・「旧川内北小学校前」と「宮ノ沢」の間に「宝徳寺入口」を新設
広沢線
・「あさひ養護学校入口」を「あさひ特別支援学校入口」に変更
・「織物観光センター西」を「湯らら入口」に変更